

盛岡広域成年後見センター ニュースレター



第24号 令和8年3月30日(月)発行

専門職講演会「成年後見制度の課題とあり方について」開催

去る2月16日(月)に専門職講演会を盛岡市内の『おでってホール』にて開催しました。当センターと「認定非営利活動法人成年後見センターもりおか」との共催によるもので、地域の関係機関等を対象に毎年開催しているものとなります。

講師に、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長又村あおい氏をお招きし、「成年後見制度の課題とあり方について」をテーマに講演いただきました。

当日は、64名の参加がありました。開催後のアンケートでは、95%の方が「大変に参考になった(期待していた通りであった)」で、「やや参考になった」の5%を含めて、受講者にとって実りある講演会となったようです。

以下に講演会の内容を要約しましたので、紹介いたします。



【又村講師】



令和6年12月末時点の成年後見制度の利用者は約25.3万人で、前年と比べ約1.8%の増加である。そのうちの類型は、後見が約18万人、保佐は約5.5万人、補助は約1.7万人である。利用者の主な状況は、認知症の高齢者65%、障害者35%であり、近年は障害者の利用が増加傾向にある。

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会が令和3年に実施したアンケートでは、成年後見制度を知っているとの回答83%のうち利用は11%であり、後見類型が86%、後見人等の約70%が親となっている。障害者の制度利用においては、制度の周知不足よりは制度自体に問題を感じて利用せず、親の高齢化や死亡により成年後見制度を利用している現状がある。高齢者より利用期間が長期傾向の障害者にとって、利用したらやめられない、後見人の交代が認められないことなどを含め、報酬による経済的負担は制度利用を躊躇する要因ともなっている。

現在の制度は、後見人等の選任に本人は関与できず、包括的な代理権や取消権が成年後見人に付与されていることで本人意思の尊重が制限される場合もある。これは、国連の障害者権利委員会からも日本の後見制度の強すぎる代理権の改正が勧告されているところである。

制度改正の基本的考え方は、本人の意思を尊重した包括的な代理権の廃止がある。現行の3類型を補助類型のみとし、開始には本人の同意を要する。同意権・取消権・代理権は、利用者本人と補助人が協議の上、行為ごと付与となる。本人の意思尊重のため、補助人には本人への情報提供と意向の把握、支援内容の説明が求められる。定期報告時には、代理行為ごとに本人の必要性を確認し、必要が無ければ一部あるいは全部が終了となる。それに伴い、補助人の交代も可能となる。現在、後見人の解任理由は不正行為のみだが、不正行為以外の終了あるいは本人の利益のためという解任理由が追加される見込みである。

民法改正案について順調に進めば、今年3月以降の通常国会に提出され、可決成立すると1年半程度の施行準備期間を経て、2029~2030年頃施行の見込みと考える。改正後の気持ちは、現行制度利用者の対応と制度利用終了後の本人支援となる。現行制度利用者は新制度に移行可能となるが、現状を維持したい場合は現行のまま継続可能とも思われる。改正において大切なのは、制度見直しの意図を反映した実務がなされ、利用した人が「利用して良かった」と思えることではないか。

そのためには、施行までの期間に実務を想定した準備が必要と考える。例えば、現行の地域ネットワーク構築は改正後の対応にも有効なものとなり、改正後の制度においてスムーズな対応が図れるよう改正前の今のうちから、より具体的な検討をはじめることが重要と考えます。



【講演会の様子】



市民後見人の活動状況 ～ 市民という専門性 ～



盛岡広域6市町では、今年2月末で36人の市民後見人が活動中であり、7人が審判待ちの状況です。

36人の活動の内訳については、後見活動における専門的課題が終了して、専門職辞任による市民後見人のみの単独受任は7人で、2回目以降の受任は9人となります

「市民後見人活動状況」【R元年度から～R8年2月末】

年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R8年2月末	計(人)
受任(審判数)	2	7	4	3	17	11	14	58
活 動 中	0	2	1	2	10	11	10	36

なお、活動中の36人のうち、市民後見人による複数後見については3組6人となります。これは、複数回受任等の経験を有する市民後見人と初めて受任する市民後見人との組み合わせといった形態となります。

昨年4月に初めて家庭裁判所から市民後見人による複数後見の審判を受けたものですが、これまで4組8人が受任し、現在も1組2人が審判待ちの状況にあり、今後も事案によっては市民後見人の複数後見は増えていくものと考えています。

当センターは、市民後見人養成を行っていますが、養成後の市民後見人へのサポート体制として、選任迄のフォローアップ研修や定期研修、選任後のチーム支援会議と毎月の情報交換会等、適切な支援に努めています。

特に、チーム支援会議は、今年度から市民後見人受任の事案では必ず活動開始前に開催することとし、3月開催見込を含めて計12ケースについて15回開催しました。市民後見人としての活動は、これまでは専門職と市民後見人の複数後見としての受任がほとんどでしたが、最近

は市民後見人による複数後見も前述のとおり出てきております。後見活動においては、受任した事案について最初に丁寧な情報交換を行うことが有効となります。

～ 市民後見人へのサポート ～

- ① 「市民後見人情報交換会」の開催(毎月)
- ② チーム支援会議の開催、事前研修の実施
- ③ 各種書類作成の支援
- ④ 日常的な後見活動への専門的助言等
- ⑤ 広域センター内に活動スペースを設置
- ⑥ 成年後見賠償責任保険(市民後見用)加入支援



具体的には、後見人同士の顔合わせから事案に係る課題と目的の共有と相互の役割分担等について、参加者は、市民後見人と専門職後見人はじめ、行政、病院、地域包括支援センター、ケアマネジャー、相談支援事業所、親族等であり、支援に関わる関係者が一堂に会して協議する機会となっています。従来は、後見人主体で行うことが多かったですが、今年度からは当センターが調整役を担い、活動が円滑に進むことを目的として開催としました。取組みについては、専門職はじめ関係者からも有効との評価をいただいているところです。

市民後見人には、専門職とは違った意味での市民らしい視点と感覚を大切にしながら、後見活動に取り組むように取り組んでいます。

「市民という専門性」を有する市民後見人の活動に関心を寄せていただきたいと思います。

関係者及び地域においても市民後見人の活動について理解と協力をお願いいたします。



～ あなたも活動し 募集 てみませんか ～



『令和8年度盛岡地域市民後見人養成講座』

受 講 者 募 集

○ 日 時 令和8年8月20日(木)～10月22日(木)
週1回全9回 概ね10:00～16:40

○ 会 場 岩手教育会館
○ 定 員 30人 *定員を超えた場合抽選
○ 対 象



- ① 盛岡広域8市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)に在住の方
- ② 令和8年4月1日現在年齢満20歳以上70歳以下の方
- ③ 原則としてすべての科目を受講できる見込みのある方
- ④ 成年後見制度及び市民後見人の活動に理解と関心がある方
* 上記に関わらず、次のいずれかに該当する方は受講不可
 - ・ 民法第13条に規定する制限行為能力者(未成年者、成年被後見人等)
 - ・ 民法第84.7条に規定する後見人の欠格事由に該当する者(破産者等)
 - ・ 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)の団体に加入しその団体での後見活動が可能な方

4月上旬～当センターHPに掲載予定。
詳しくは、お問い合わせください。

盛岡広域連携ネットワーク連絡協議会

当センターでは、認知症や障がいのため判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう成年後見制度が必要に応じて適切に利用できる仕組みを構築していくため、盛岡広域における関係する機関・団体が連携し情報の共有化を図ることを目的として、「盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会」を設置しています。

これは、成年後見制度のみならず、地域の中にある法律・医療・福祉・行政等の専門機関等の社会資源が有機的に連携しあいながらその人らしい生活を支えていくことを目的とし、毎年開催してきました。



今年度は令和8年2月26日に開催し、21団体が参加しました。当日は、地域における成年後見制度に係る課題はじめ、今後予定される民法等の改正に関する成年後見制度中間試案について、情報交換と協議を行いました。

現行制度と運用に係る課題についてと、成年後見制度見直しへの期待と疑問等、参加各団体等の関わりや立場から幅広い意見交換と情報共有を図ることが出来る機会になったと考えます。



【当日の様子】

今後も、成年後見制度の見直しに関わらず、適切な運用と支援を図っていくためには、地域の中で関係機関それぞれによる顔が見える関係作りが重要な意味を持つと考えます。

今後も、引き続き地域内でのネットワークの構築を図っていくためにも、関係機関のご協力についてよろしくお願いたします。

地域の方向け成年後見制度講演会

当センターでは、毎年度盛岡広域の6市町(盛岡市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町)を巡回し、「地域住民向け成年後見制度講演会」を開催してきました。今年度の開催地とした盛岡市はエリアが広く、地域ごとの人口構成ははじめ地域課題が異なることから、地域の実情に応じた開催とするように検討しました。

前号で紹介した12月2日開催の松園地区は、松園・緑が丘地域包括支援センターとの共催となり、55人の参加がありました。今回紹介の玉山地区75人、山岸地区40人の参加であり、3か所合計で170人の参加者となります。



成年後見制度講演会 in 玉山

開催日 ; 令和8年1月9日(金) 13時~15時
会場 ; 渋民公民館 大会議室
共催 ; 盛岡市玉山総合事務所
演題 ; 「成年後見制度を活かそう
~ 共生社会を目指して ~」
講師 ; 当法人理事長 石橋乙秀 弁護士
参加者 ; 75人

成年後見制度講演会 in 山岸

開催日 ; 令和8年2月19日(木)
13時30分~15時30分
会場 ; 山岸老人福祉センター 集会室
共催 ; 浅岸和敬荘地域包括支援センター
演題 ; 「成年後見制度の基本的理解について」
講師 ; 盛岡広域成年後見センター長 阿部明典
参加者 ; 40人

どちらの講演会も、メモを取るなど熱心な参加者の姿が印象的でした。



【渋民公民館】

【講演会の様子】



【山岸老人福祉センター】

【講演会の様子】





令和7年度4～2月相談実績

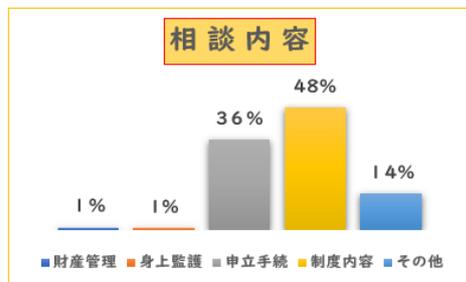
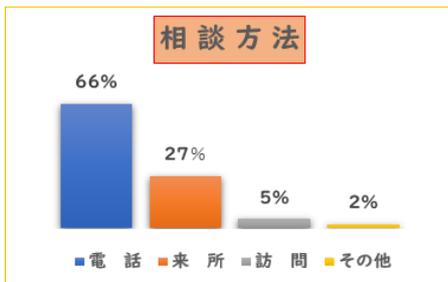


今年度4月から2月の当センターの相談実績をお知らせします。

相談件数は519件となります。相談件数は例年より減少傾向にありますが、背景には地域包括支援センター等の支援力が向上したことの影響も考えられ、地域の包括的な支援力向上との関係性もあるようです。

地域課題も含めて、適切な分析に努めると共に、引き続き成年後見制度の中核機関として、地域の様々な相談に対し丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

相談件数		519
相談方法	電話	341
	来所	141
	訪問	26
	その他	11
相談内容	財産管理	5
	身上監護	4
	申立手続	185
	制度内容	251
	その他	74



令和7年度出前講座の状況

「出前講座」は、申出により地域に出向き、成年後見制度についてわかりやすくお話しするものです。幅広く周知を図ることで、今年度は17か所381人と、昨年度の7か所226人から大幅増となりました。

令和7年度利用実績

介護福祉サービス関係	8か所	164人
障害福祉サービス関係	4か所	92人
公民館・コミュニティセンター関係	3か所	42人
障害当事者の会関係	2か所	31人
専門職団体	1か所	52人
合計	17か所	381人

○ 出前講座とは

- 当センター職員が希望する場所に出向いて対応します。
- 講座では、制度についてわかりやすく説明します。
- 講座後の成年後見制度に係る相談にも対応しています。
- 謝金や旅費については、一切無料となります。



○ 対象地域

盛岡広域6市町(盛岡市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町)

○ 内容

成年後見制度の概要、成年後見人の役割、財産管理や身上保護について所要時間:30~90分程度 ※内容や所要時間はご相談に応じます。

○ 対応時間

平日の午前10時~午後4時が対応時間となります。

○ 申込方法

申し込みは、当センター宛て電話か、HPを確認ください。

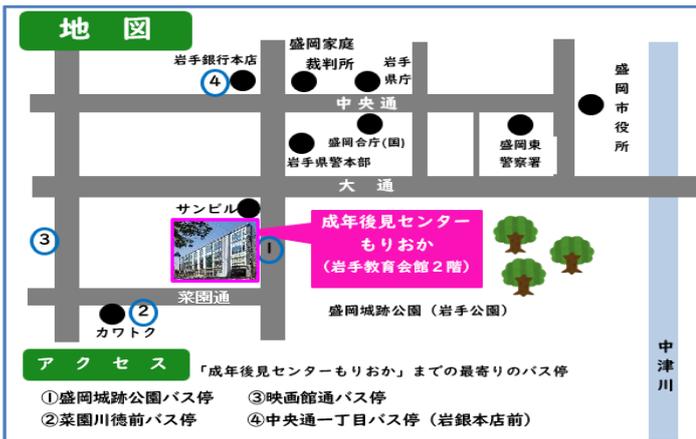


～ 編集後記 ～

今年度最後となるニュースレターをお届けします。今後のより良い紙面作成の為にもお気付きの事柄については、お気軽にご感想やご意見等お寄せください。

今年度の相談数は昨年度よりも減少傾向にありますが、内容的には成年後見制度に限らない社会の複合的な課題を有する相談は逆に増加傾向にあります。課題の対応の為には、専門的な知見を有する専門機関との連携が重要となります。

関係機関には、来年度も情報共有とネットワーク構築について引き続きよろしく願いいたします。



成年後見制度

守られているか あなたの権利

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022
盛岡市大通一丁目1番16号 岩手教育会館2階
特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内
電話 019-626-6112
FAX 019-656-0612
URL <https://koukennet.org/>